

# 官用自動車点検等業務仕様書

## 1 対象物品

別紙、車両及び予定点検項目一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車を対象に点検を行うものである。

## 2 請負内容

(1) 請負者は、一覧表に定める車両配置場所庁舎ごとに契約担当職員と協議の上、各車両の業務履行計画を策定する。

(2) 請負者は、前項の計画及び契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を取り、発注書に定める点検・検査等を実施の上、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

ただし、契約担当職員及び請負者が合意の上で、契約担当職員が請負者の自動車分解整備事業場に車両を持ち込む場合には、当該事業場において返還してもよいものとする。

(3) 発注書及び単価表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 普通乗用自動車、小型乗用自動車及び軽自動車における2年点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号、以下「点検基準」という。）第2条第5号において規定する別表第6（以下「別表第6」という。）において、2年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、2年点検（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金、ブレーキ調整作業代金を含むものとする。

イ 小型貨物自動車における12ヶ月点検とは、点検基準第2条第3号において規定する別表第5（以下「別表第5」という。）において、12月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、12ヶ月点検（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金、ブレーキ調整作業代金を含むものとする。

ウ 普通乗用自動車、小型乗用自動車及び軽自動車における1年点検とは、別表第6において、1年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

エ 小型貨物自動車における6ヶ月点検とは、別表第5において、6月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

オ 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める独立行政法人自動車技術総合機構及び法第74条の3に定める軽自動車検査協会において審査を受けること、又は法第94条の2ほかに規定する指定自動車整備事業者における点検及び自動車検査員の証明を得ることをいう。

- カ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。
- キ L L C (ロングライフクーラント) 交換には、ラジエーター液代金を含むものとする。
- ク A T F (オートマチックトランスマッショングルード) 交換には、A T F 代金を含むものとする。
- ケ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めの無い限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。
- コ タイヤ装着については、装着したタイヤの空気圧調整を含むものとする。
- サ 発炎筒交換時は、6ヶ月以内に製造されたものを取り付けることとする。
- シ 別途発注  
エンジンオイル交換、タイヤ装着、ワイパープレード交換、タイヤパンク修理、ウォッシャー液補充及びブレーキランプ交換等については、各点検又は検査と別の時期に発注できるものとし、契約担当職員は車両陸送も含めて請負者に依頼できるものとする。
- ス 登録変更代行（ナンバー変更等）については、契約担当職員が委任状等を用意するが、それ以外の変更登録手続に必要な一切の費用は請負者の負担とする。
- セ E T C (エレクトロニックトールコレクションシステム) に係る作業は、別の車両への付替え又は登録変更代行に伴う作業とする。
- ソ その他  
部品のうち、エンジンオイルについては、S M品質（A P I規格）のものとする。  
部品のうち、ワイパープレードゴム及びスノーワイパープレードについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならぬ。

### 3 環境負荷低減に向けた取組

#### （1）環境関係法令の遵守

請負者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）  
イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

#### （2）環境関係法令の遵守以外の事項

請負者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

- ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

#### 4 その他

請負者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

組織改正等に伴い、一覧表に定める車両配置場所間の車両の移動、車両配置場所の庁舎名の変更及び移転があった場合でも、契約は継承する。

## 車両及び予定点検項目一覧表

## 東北農政局岩手県内庁舎一覧表

番号	名 称	住 所	電話番号	契約者	台数
1	東北農政局岩手県拠点 橋市庁舎	〒020-8538 岩手県盛岡市盛岡駅前北通1-10	019-624-1125	支出負担行為担当官 東北農政局長	3
2	東北農政局岩手県拠点 愛宕庁舎	〒020-0013 岩手県盛岡市愛宕町13-33	019-624-1128	"	6
3	東北農政局和賀中央農業水利 事業所	〒024-0062 岩手県北上市鍛冶町一丁目11-58	0197-62-0755	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利 事業所長	6
4	東北農政局岩手山麓農業水利 事業所	〒020-0733 岩手県滝沢市篠木待場80	019-699-2225	分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利 事業所長	4
5	東北農政局山王海葛丸農業水 利事業所	〒028-3307 岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70- 3	019-681-4560	分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水 利事業所長	4
6	東北農政局北上土地改良調査 管理事務所	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25	019-613-2533	分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査 管理事務所長	7
				計	30